

書評

高見澤磨・鈴木 賢  
『中国にとって法とは何か——統治の道具から市民の権利へ』

菅原 寧格

## 1. はじめに

中国にとって法とは何か。本書は、清末から今日に至るまでの中国を、「法」という「切り口」から眺めようとする試みである。その試みを総括すると、今日に至るまでの中国は「この100年あまりの間に、清朝まで続いた帝国システム下の固有法から主権国家システムを前提とする近代法への転型が目指された」プロセスとして位置づけられる(227頁)。本書は、20世紀の中国で目指された法の「転型」という現象に着目することによって、岩波書店によるシリーズ「叢書中国的問題群」で掲げられた課題、すなわち21世紀の中国の実情に即した傾向と対策を講じたものといえよう。

もちろん、中国にとって法とは何かという問いに対する答えは、読者によって様々なものになりうる。だが、この点を本書では、副題のように「統治の道具から市民の権利へ」変遷してきたものとして捉える。というのも、中国では、第一に「皇帝の徳による教導の及ばぬところを補う道具としての法が、曲折を経ながらも市民の権利としての法へと長い時間をかけて転換してきた」からであり、第二に「今もその方向に向かいつつある」からである(vii頁)。そこで小論では、まず本書の構成を確認し、評者の問題関心から本書で示されている中国にとっての法の特徴と意義を三点にまとめ、本書がもつ意義と射程について論じてみることにしたい。

## 2. 本書の構成

本書の目次は以下のとおりである。

はじめに

第一章 中国近代法史序説

第二章 西洋近代型法制への転換

第三章 中華民国法制整備

第四章 近代史上生じた特殊な地域の法

第五章 政治に翻弄される中華人民共和国法

第六章 現代中国における立憲主義——その現状と課題

第七章 現代中国の「司法」

第八章 現代中国における市場経済を支える法

おわりに——中国にとって法とは何か

目次からもわかるとおり、本書は大きく二つのパートから構成されている。まず、「はじめに」から1949年以前に相当する第四章までを高見澤磨が、そして1949年以後の第五章から第八章までと「おわりに」を鈴木賢が分担執筆し、その後、両者の意見交換と調整のうえ編集された(252頁)。分量面からみると、1949年以後の中国法を論じた鈴木執筆部分にページ数が割かれている。だが、現代中国法を掘り下げて理解しようとするのであれば、それが形成されるに至った歴史に対する理解が前提になることも確かである。以下、高見澤が執筆した現代中国法へのイントロダクションとしての中国近代法制の歴史的事情に関する叙述から順に、検討していくことにしよう。

### 3-1. 本書の特徴と意義(1) ——中国近代法史研究に関して

本書第一の特徴としては、分量配分の問題には解消しえない、中国近代法史に関する内容面での充実ぶりを挙げることができる。そしてこの点を探るには、本書の著者鈴木・高見澤が中心となって刊行し、1998年以来五度の版を重ねて広汎に読まれている中国法入門の決定版とも呼ぶべき『現代中国法入門』(有斐閣)が参考になる。同じ著者が本書に先だって出版した書物との比較対照を行うことによって、本書の特徴へと接近する手掛かりがえられるように思うからである。

『現代中国法入門』と本書を比べてみると、両書とも現代中国法をその対象として扱っているにもかかわらず、一冊の書物全体に占める1949年以前の中国近代法史の位置づけ方の点で大きな違いがあることがわかる。『現代中国法入門』では現代中国法の各論に重点が置かれ、その必要な範囲で謙抑的に記されている法制史に関する叙述が、本書では東アジア諸国も視野に入れたうえで詳しく論じられている。むろん、現代中国法の初学者を対象とした法律学入門書である『現代中国法入門』と本書とでは、直接の目的や対象として想定されている読者も異なる。また、法律解釈学の観点からみれば、法の問題や法の生成過程論よりも、実務上の解釈や運用の如何を知ることの方が重要であることはいうまでもない。だが、「中国にとって法とは何か」を理解しようとするのであれば、清末から中華民国に至るまでの近代中国法理解が不可欠となる。本書は、まさにこうした観点を重視し、清末以来の中国が直面した「外からの衝撃とそれに対する中国の反応という形での図式を描くことができることが中国近代法史の特徴」であるという(xiv頁)。つまり、近代中国法制をどのように理解するかに応じて様々なものになりうるであろう、中国にとっての法とは何かという問いに対する視座を、本書ではこのような形で規定しているわけである。

また中国近代法史をみる意義として、本書では、先行研究の薄さを埋める点や、台湾・香港・マカオおよび1990年代以降の中華人民共和国の現行法・立法動向についての研究に資する点、加えて、国際関係の法形成過程や比較東アジア法研究を可能にするという点を挙げている(2頁以下)。そのうえで読者に対しては、東アジアに特殊な歴史的条件のもとで法継受を進めざるをえ

なかった事情に着目し、もって西洋近代型の法継受を経験した国や地域間相互で比較法研究を進めていくことの意義に対するメッセージを読み取ることが期待されている。というのも、実際に日中が直面した不平等条約改正へ向けての西洋近代型法整備推進の仕方を見ることで、両国が「外からの衝撃」という共通の課題を前にそうした課題とどのように取り組み対処しようとしたのか、読者はその意味が理解できるようになると考えられているからである。「中国・日本とも法整備の目的の第一は不平等条約改正であった」（6頁）とみる本書の真意もここにある。

その他、中国近代法史についての理解を進めていくことには、西洋近代型の法整備を進めた日本近代法史に対して西洋近代とは異なる観点から光を照らし、西洋近代型の法を継受した日本法に潜む問題を焙り出す点で役に立つ可能性が含まれている。たとえば本書のある箇所では、清末に「日本教習」という「お雇い外国人」として日本人教員が中国に招かれていたことについての紹介がなされている（26頁）。また、宮沢俊義や我妻榮をはじめ東京帝国大学教授を中心とした日本人法学者によって組織された中華民国法制研究会が、中国の法典に対する逐条解釈などを出版していたことについての紹介もある（44-45頁）。加えて、「後発の中国」では法典編纂に際してその分参照・反映できる西洋近代法や学説も多かったろうし、それだけ帝大教授らは中国から「積極的な刺激」を受けていたという日本側の内的事情についての踏み込んだ指摘もなされている（46-47頁）。

読者のなかには、このような当時の日本を代表する法学者たちが「後発の中国」の法をめぐる状況に関心を寄せていたという記述に対して、これを意外とみる向きがあるかもしれない。だが、近年の日本でも意欲的に取り組まれている法整備支援のような国際協力事業に思いを巡らせてみれば、「日本教習」という「お雇い外国人」をめぐる問題が必ずしも過去のものではないことが理解されるのではないだろうか。むしろ、ここでの問題のポイントは以下の点にある。すなわち、過去の法整備支援を行った際に生じた事態をどのように理解すべきなのか、ある何らかの理解が可能になったとして、ではそのように理解することで次にどのような局面が開けてくることになるのか、こうした形で所与の問題を構成し直していく視点をどのように構想すべきなのか。

現在、法整備支援をする側とされる側との間では、支援が進むにつれて双方の法理解のギャップが露わになり、そのことが原因で生じた様々な誤解や問題が明らかになりつつある。だが、先に紹介したような日中法制史を踏まえて現状を振り返ってみるのであれば、目下の問題とは、かつて「日本教習」という日本人教員を通じて行われていた、いわば第一次法整備支援事業の際に既に現われていたタイプの問題なのかもしれない、といった見方が開けてくることになる。したがって、清末に積んだ日本の経験を知っておくことは、現代の第二次とでもいべき法整備支援事業で顕在化してきた種々の法理解に関する問題を解決するための糸口になるかもしれない。

いずれにせよ、法整備支援を行う際に重要なのは、非西洋地域で西洋近代法を継受しそれを前提としたうえで支援を行う日本と、そうした前提を必ずしも共有しない支援を受ける側とが、どのように共通の法理解を形成しうるか、である。したがって、その過程においては、いったん日本側がみずからの法理解を相対化する必要に迫られることがあるかもしれない。だがその際に、もし、日本の法学を明治以降に採り入れた近代西洋法を専ら継受することのみ成り立った「法(学)」として理解する——たとえば中国近代法制史に対する理解など日本が「法(学)」を学ぶ(研

究する) 際には不要であった(ある)と考える——立場に留まるならば、そうした相対化を行うことはできないだろう。また本書にある次の指摘、すなわち、当時の中華民国という「後発国」の法整備プロセスをみた日本の法学者たちが「うらやましい」と思ったり、そうしてできあがった法に対して「コメントをつけるかいのあるものであった」と感じたりしたことの意味を掴み損ねてしまうに違いない。当時の日本を代表する帝大教授のような「日本教習」が、総じて「法のあるべき姿への積極的な刺激を中国から受けていたように思われる」(46-47頁)という著者の言葉は、日中の近代法制史に対する確かな理解と洞察があってこそ可能になるものであり、日本における「法(学)」とは何か、その意味を改めて問い直すものとして読むことができる。

### 3-2. 本書の特徴と意義(2) ——「まだら模様のジグザグした」過程に関して

本書の第二の特徴としては、不平等条約の改正という日中共通の課題があったことに加え、同じ問題を抱えながらもその後の中国が辿った「まだら模様のジグザグした」(227頁)プロセスを平明に描いている点を挙げたい。日中共通の課題については、それぞれの年表を同じ年代ごとに重ね同一の時間軸に載せてみれば、すぐに確かめることができる。だが本書は、中国が辿った政治体制の変動の激しさと、それにとまなう紆余曲折した法発展のプロセスを経たということに加えて、中国法がそうしたプロセスを経たことの意味についても問い返す。日中共通の課題を理解したうえで、さらに、そのこととは別問題として、双方が辿った法制度整備プロセスには重要な違いがあったということ、そしてそのような違いに含まれる意味についてはしっかりと認識しておかなければならない、というわけである。

とはいえ、日本と比べて中国における清末以降の近代西洋型法制度改革が必ずしも順調に進んだというわけではない。むしろ、あるものは正式に公布・施行されたが、あるものはその途中で辛亥革命と直面し、ポスト大清帝国としての中華民国へと作業は引き継がれることになった(30頁)。問題は、この中華民国という政治体制が設定せざるを得なかった目標と、そうした目標を持たざるを得なかったことをどう理解するかである。そこでは、中華民国期における特殊な事情、すなわち北方軍閥や共産党、あるいは侵略してきた日本という種々の勢力に対処し撃退し続けるという目標を中国が持たざるを得なかった——戦争状態が常態化していた——事情が理解される必要があるのではないだろうか。

また、中華民国期に近代西洋型の法制度が整えられていたとしても、そうした法が一体どの程度の実効性を有していたのかは別問題であるし、今後研究すべき課題として残されている(40頁)。もっとも、たとえそうした法が実効性の点で問題を含んでいたとしても、そうした国民党統治期に整えられた近代西洋型の法制度が台湾現行法へと直接つながっていることは確かである(39頁)。したがって、そのような観点からこの時期の法理解を進めていくのであれば、それは台湾現行法の淵源を探るという点で重要な素材を提供してくれることになる。しかも、国民党統治期に整えられた近代西洋型の法制度は、1949年2月中国共産党の指示により中国大陸で廃棄されることになるわけだが、新中国がどのような法を、なぜ廃棄しなければならなかったのかを検討すれば、中華人民共和国現行法の輪郭とその問題性が浮き彫りになる。確かに、蒋介石率いる国

国民党政府がみずからの「法統」を主張してくる以上、共産党側もこうした宣伝に対抗し何らかの応答をせざるを得なかったのかもしれない(47-48頁)。だが、新中国によってなされた応答の実態が、中華民国期に装いを整えられた近代西洋法制度の単なる廃棄や、それにともなって生じた法の空白を「新民主主義の政策」(76頁)という中国共産党の決定によって埋める点にあったとすれば、これは清末以来の中国法が苦難の末に辿ってきた法整備事業——近代西洋型の法制度導入——に対するあからさまな逆コースのようにみえなくもない。

ただ、仮に清末以来と逆のコースを志向していたとしても、結果的に新中国は、その「逆」のコースさえ歩めていなかったように思われる。新中国が、まず中華民国法制の全廃という形で「近代西洋法との決別宣言」を行い「ソ連法一辺倒」の時期を経て(82-83頁)、その後「文化大革命」の10年を頂点とするいわゆる「無法無天」=法不在の時代(77頁)を経験したことはよく知られている。ところが、改革開放以降から現在に至るまでの期間においては、会社法の成立に端を発する「大陸法への回帰と法のグローバル化」(104頁)、すなわち近代西洋法へと再接近が着々と進められてきたからである。しかも、そうした動きにともない、廃棄したはずの中華民国法制を基礎とする台湾法も、現在では実務上の要請から比較対象として頻繁に参照されるようになっている(110頁)。したがって、現代中国法とは、決して新中国が成立した際に志向した清末以降の近代中国法史に対する逆コースを歩んできたことによる成果ではなく、長征をも凌ぐ遠大な迂回路を辿りつつ、新中国が当初直面していたスタートラインに今一度立ち戻るべきことを示唆する——改めて近代西洋法と向き合うよう要求する——規範として読まれるべきであろう。

実際、清末に進められた近代西洋法の継受の水準自体は概して高かった。それは、国民党統治期に整備された法制度が直接台湾現行法へとつながっているからというだけではなく、現在の中国にとっても重要な立法・学説の資料・資源になっているし、台湾にとってもそうした現在の中国の法動向は看過しえないからだ(70-71頁)。もはや、現代中国法と台湾現行法とは切っても切り離せるような関係にはないことを自覚しなければならず、1949年以前の近代中国法史にも立ち返ったうえで中国法研究を進めていくということには、改めて単なる歴史的な知識を得る以上の意味がある、といえるのではないだろうか。

### 3-3. 本書の特徴と意義(3) ——現代中国法の動向に関して

本書の第三の特徴は、現代中国の法動向に対して向けられた、一定の期待を込めたうえでの熱い眼差しのなかに見出すことができる。それは、「法が単なる権力者にとっての道具から、民衆の具体的な生活に根ざした正義の象徴へと転換する臭い」を看取し(229頁)、「統治の道具から市民の権利へ」という副題においてもっともよく集約されている。もとより、中国の現行法を理解するには、根拠法に端を発し中華民国法制の全廃をもって本格的に中国全土で開始された中国共産党の「新民主主義の政策」(76頁)に基づく支配から、1999年の改正で憲法に挿入された「社会主義的法治国家」(109-110頁)を目指すに至った「転型」のプロセスを検証しなければならない。だが、本書の趣旨を理解する際にカギとなるのは、第六章のタイトルにも挙げられている「現代中国における立憲主義」の問題である。なかでも影響性訴訟と呼ばれる概念が、そこでの焦点

となる——影響性訴訟とは、「個別の訴訟事件がきっかけとなって規範変動、新たなルール形成、社会・権力者への問題提起を引き起こすような事例」のことを指す（131頁）——。

影響性訴訟を論じる際に念頭に置かれているのは、日本でも1960年代から70年代にかけて注目を集め、政策形成型訴訟とか現代型訴訟と呼ばれた一連の訴訟である（132頁）。もちろん現在の中国の政治枠組みのなかでは、裁判においても多くの制約や困難をとまなうわけで、その意味では、日本の事例と単純に比較することはできない。そこで重要なのは、中国における一般的な法理解と、法が果たしている役割に対する評価である。訴訟を通じて異議申し立てを行い社会改革や問題提起を目指すというのであれば、肝心の訴訟で用いられている法がどのように一般的には理解されているのか、法を通じて実際にどのように訴訟が進められているのか、が問題にならざるをえないからである。もっとも、とりわけ70年代以降、今日の中国には多くの法令が蓄積されている。だが、それをもって剥き出しの権力が降りかかってくるという意味での「人治」が克服されたのかといえば、劉曉波の一件をみるまでもなくその答えは残念というより他にない。現代中国において、「人治」とは異なる「法治」がどの程度なされているのかについては、慎重に検討する必要があるだろう。

中国には古来より西洋近代法とは別の「法」のルーツがあり、既にそうした土壌があるところに、ローマ法やギリシア哲学を淵源とする全く異質な法制度が、その内容を骨抜きにしたうえで単に技術上の制度として持ち込まれた、というのが清末以降1949年以前の中国における法の実態である。それゆえ、そうした状況下で持ち込まれた法としてドイツ流の「法治国家」概念に由来する形式的法治主義を見出せば、法を皇帝の意思の現れとみたり（vi頁）、1949年以降に継受されたソビエト法的「統治用具」とみなしたりするような法観、あるいは、司法を権力の「正統性資源」とみなし裁判を「権力の道具」（158-159頁）として理解するといった、中国において一貫して認めうる「道具主義的法観念」（227頁）と西洋近代法とは特に矛盾しないことになる。先述した「社会主義的法治国家」の概念とは、こうした「道具主義的法観念」とドイツにおいて発展した形式的法治主義とが無自覚的に重ね合わされるなかで、しかも権力の「正統性資源」としての権威をも帯びながら膨張していくなかで整えられた、まさに中国独自の思想に他ならない。ただし本書でも指摘があるように、改革開放初期の頃に用いられた「民主と法制」における法制を「法治」として読み込み、そこに実質的法治主義の思想を埋め込むことで、法を「権力をも拘束し、それによって人民の権利を保護する砦と認識しようとする兆しが現れているのは確かである」（109-110頁）。

むろんこのような問題は、伝統中国と近代西洋との両方から法を継受した経験を持つ日本や台湾、韓国にとっては決して他人事ではない。しかしながら、戦後の日本でドイツ流の「法治国家」、すなわち形式的法治主義（rule by law）のあり方を問題視し、それを補完するような格好で戦後ドイツで形成された実質的法治主義の議論や、英米法にみられる「法の支配」（rule of law）を採り入れるようになったことと対比してみれば、中国における問題の深刻さは明らかである。いうまでもなく、形式的法治主義のもとでは、法がその内容の正しさまで問われるわけではない。したがって、形式的法治主義において法内容に何を盛り込むのかは、法を用いる主体の判断に委ねられる余地が残る。だが、実質的法治主義や特に「法の支配」においては、そうはいかない。「法

の支配」を重んじるということは、憲法の最高法規性を認め基本的人権や国家権力との関係における適正な手続を尊重するということであり、司法の独立と違憲審査権を認めるということまでもが含まれているとみるのが一般的な見方だからである。rule by lawとrule of lawとは峻別されなければならない所以でもある。

ところが中国では、憲法上定められた「社会主義的法治国家」の範囲内で用いられるよう法内在的制約を受けた「法治」という言葉に対しても、それが規範的には形式的法治主義の枠を出るものではないにもかかわらず、半ば自覚的に事実上の問題としての処理がなされrule of lawの訳を用いるのが一般的である。もちろんこうした語法は、たとえそれが中国社会の現状を踏まえたうえでの判断に基づくものであるとしても、少なくとも法理論上の問題としてみた場合、概念の混淆である。そもそも「社会主義的法治国家」を標榜する中国における「法治」が形式的法治主義と結びつくことはできても、実質的法治主義や「法の支配」といった基本的人権を尊重する思想と結びつくことは原理的に不可能だからである。ここには、現在に至ってもなお「この国の法のありかたは外部の者の目からは異様としか言いようのないもの」といわれても仕方がない(77)、という事情の一端が垣間見える。

もっとも、本書も、「共産党による一党制を維持しつつ、法により権力を制御させようとするのは根本的な背理」であるとか(110頁)、「法による権力制御という未完のプロジェクトは、実は制約の対象たる権力自身が推進主体となった「自己革命」であるという根本的背理」である(131頁)、との診断をくだしている。理論的に検討を進めるのであれば、「やはり民主主義的集中制という国家機構編成の基本原理を変更しないかぎり、中国で憲法訴訟を本格的に導入することは困難」である(125頁)、という見解に行きつくより他にはないようだ。しかし、そうはいつでも望まれるべきが「実効ある憲法保障制度をいかに作るか」であるならば(125頁)、齊玉苓事件で示された最高法院の司法解釈がその後廃止され失効してしまったという事態は、まさに中国法システムの立憲主義化にとっての痛恨の一撃として受け止められるのでなければならない。結局、法学上の問題として「中国で立憲主義ないし憲政を語る場合、共産党をいかに憲法、法によって有効に制御しうるかが最重要の論点となる」より他になく、問題はまさに「社会主義的法治国家の内実を問うことに他ならない」という点に帰着する(116頁)。

だが以上のような原理上の問題を前にして、それでもなお、「明確な法的根拠にもとづかない生の権力による不透明な規制」(118頁)を排除し、立憲主義化の企てを放棄しないのであれば、「民衆の側が現に遭遇する具体的問題への異議申し立てや要求実現の回路として法を利用しはじめている」(229頁)ことや、「法や裁判を通じた異議申し立ては、体制内変革推進の回路として重要性を増す」(136頁)ことに注目する本書が果たす役割は、決して小さくない。むしろ中国における立憲主義化を構想する際には、大きな支えとなろう。したがって、中国における法を取り巻く現況に対して両義的の評価を与えているようにみえる本書第三の特徴をいいかえると、次のようになる。すなわち、依然として楽観しえない現代中国の現状を踏まえたうえで問題点を抉り出し、批判すべき点は大いに批判をする。だがしかし、中国社会に対する異議申し立てとしての法動向については、そこに精一杯の評価を見出しエンカレッジする。そのうえで、現体制との関係でどの辺りが落とし所の設定として適切であるのかといった極めて繊細な問題関心から、現代中国法

を理解しようとする者に対しては建設的な議論を提供し、あれかこれかをめぐり、わかりやすいが一面的な評価に陥りがちな短絡的主張を排する。こうした著者の姿勢は、対中国問題を扱う際に要求されるべき複眼的思考の水準を体現したものとして理解されなければならない。

#### 4. 本書から得られた知見

これまでみてきたとおり、中国にとって法とは何かを理解するには、その歴史的生い立ちから「まだら模様のジグザグした」道程を丹念に検討することが、その前提になる。そのうえで、評者が注目したのは、次の点である。すなわち、清末以降の中国は、一方で西洋近代型の法制度を中華民国法制として整えられ台湾現行法へと連なっていったのに対し、他方では「まだら模様のジグザグした」過程を辿った結果として、徐々に「ソビエト法モデルからの脱却」（108頁）が進み「ソビエト的な要素を脱ぎ捨てていくプロセス」（109頁）を歩んできた、という点である。そこで今後の問題は、このような軌跡を辿ってきた中国法がどのようにリニューアルされていくのか、西洋近代型の法制度へ再接近していくことになるのか、である。仮に西洋近代型の法制度へと近づこうとするならば、今後中国で語られるべき法言語が西洋近代型のそれと通訳不可能、ということでは具合が悪い。

もちろん、中国で取り入れられる西洋近代型の法制度は、中国の社会的文脈に合わせて運用されることになるわけだし、事実の次元の問題として中国に特殊の事情、たとえば「社会主義的法治国家」という原則を否定しようにも否定しえないような場合が往々にして生じてくるであろう。けれども、規範的な観点から西洋近代法の導入について検討するのであれば、やはりそれと両立しえない「社会主義的法治国家」は終局的には放棄されねばならなくなる。また、その前段階としては、中国で研究される法学のあり方をはじめ、実務上法運用の担い手となることが予想される法曹や行政担当者の法意識も変化が求められることにもなる。西洋近代法がローマ以来どのような発展形態を辿ってきたのか、いかなる理念を形成してきたのかについての問題関心がなければ、非西洋の国や地域において西洋近代型の法制度をフル活用することは覚束ないだろう。

もっとも、本書がいうように、確かに「共産党による一党制を維持しつつ、法により権力を制御させようとするのは根本的な背理でもある」が、しかし、そこに「法を権力による統治の手段ととらえるソビエト的法観念から、権力をも拘束し、それによって人民の権利を保護する砦と認識しようとする兆しが現れている」とみることが不可能なわけではない（110頁）。そこで、こうした事態を重視し、「権威主義的政治体制のなかでも一定の法治主義なり、立憲主義の成熟が進むことは不可能ではない」とみて、「法に制御された権威主義体制への移行というシナリオ」を描くという穏健な現実志向も実際にありうる選択肢としては考えられる（230頁）。ただ、そのような形でのソフト・ランディングを狙うのであれば、なおのこと、まずは西洋近代型の法制度を徹底的に研究することから始めるのがもっとも早い近道なのではないだろうか。必ずしも本書がこのような問題提起を行っているわけではないが、法を「統治の道具から市民の権利へ」と意味転換していくために、さしあたりは西洋近代法を改めて研究することから始める、という方法が考えられてもよいのではないか。



西洋近代型の法制度を継受した日本の最高裁判所では、ギリシア神話に出てくる女神テミスが正義を実現する裁判のシンボルとして据えられ、その片手には天秤が持たされている。だが驚くべきことに、「近代西洋法と決別宣言」(83頁)をしたはずの中国の人民法院においても、ほぼ同様に天秤が観念され、その徴表として用いられている。あるいは、テミスの天秤などソビエト法を継受した際の付随物にすぎないと強弁されるかもしれない。しかし、「天秤」が中国における法や正義の、そして裁判の徴表として用いられていることの意味は、そうした理解に限定されない。たとえプラトンやアリストテレスと無関係に形成された中国の法観念においても、複数の人々の間で何らかの関係が結び結ばれるのであれば、そこでの関係は公平性に基づくことが望ましいと解する余地が出てくるからである。そしてそれは中国社会においても、公平な人間関係の在り方を正しいとみなす古代ギリシアに由来する西洋近代法理念や思想を理解するに足る潜在的な規範意識がある、ということの証左になる。少なくとも法哲学的には、このように問題を構成することが十分に可能である。中山竜一の言葉を借りれば、このような法や正義に関する人々の規範意識とは、人類学的なスパンでみなければいけないということでもある。つまり、私たちは、世界各地に散らばってはいるものの、法や正義に関してはどこか世界で共通する何らかの規範的感覚と理念とを身につけた法部族の一員である、と解することが十分に可能であるというわけだ。

ただ、こうした問題は中国に限った話ではない。日本も含め、非西洋社会において西洋近代型の法制度を継受したこと由来する、ある種の言語文化的困難をどのように克服するのかという問題と密接に関係しているからである。中国や日本においては、法を用いる際に使うべき西洋近代型の法言語とは別に、既に日常用語として用いられているような、歴史的な脈に即して形成されてきた社会規範やそれにまつわる規範的なものを表わす言語が、当然に先行して存在している。法学のトレーニングを積むことで習得すべき法言語とは異なり、日常的に用いられる規範的言語は、それを習得する過程を通じて私たちの生に染みついている文化的表象でもある。それゆえ、法言語によって日常用語としての規範言語を容易に克服することはできないだろうし、またそうする必要もない。問題なのは、法学を通じて、両者がどのような立ち位置にあるかを常に確認し、どのように生産的な法実践へと展開していくか、であろう。

## 5. むすびに代えて

本書「あとがき」には、本書が想定する読者として三つのタイプが挙げられている。第一のタイプは、必ずしも法学や法律に通じているわけではないが、中国に関心がある人。第二のタイプは、中国の事情には必ずしも通じていない法律家や法学者、つまりは第一のタイプとはまったく逆の人々である。そして第三のタイプとしては、日本語を理解できる中国の人、とりわけ留學生が想定されている。ただ、そうであるとすれば、第一と第二のタイプを併せ持った、中国に関心を寄せる法律家や法学者といった、いわば第四のタイプとでも呼ぶべき層は読者として想定されていないのかもしれない。だが、これまで小論で示してきたような知見が得られるということは、本書が著者の意図を超え、十分この第四のタイプに属する読者にも対応しようということを示している。

また、同様の理由から、本書は、「法」を「切り口」として中国をみるという直接的目標のみならず、いわば「中国」を「切り口」として法学一般の問題に対して迫ることについても成功を収めている。「中国」という「切り口」は、非西洋でありながら西洋近代法継受を一通り成し遂げ、今や西洋の一員にでもなったかの感がある現代日本で法学を学ぶ者に対して、みずからが忘れかけていた東アジアの歴史や社会的文脈に即して形成されてきた社会規範、とりわけ儒教に関わる規範的諸問題を生々しく甦らせる。その意味では、法規範にたずさわる者にとっての「中国」が、非常に苦々しい「切り口」になる場合も往々にある。だが、東アジアの問題はさておくにせよ、それを自覚的にさておくのであれば、私たちは対法学と対日常とで二つの規範言語を使い分けなければならなくなっている事態と対峙することになる。日本で「法学」を学ぶ者、そして西洋に由来する学問を学ぶ者にとっては気づきにくいこうした問題も、「中国」を「切り口」として法を学ぶこと、すなわち「法中国学」(227頁)を学ぶことによって気がつくという事情がここにある。

(岩波書店、2010年9月刊(叢書★中国的問題群3)、252頁、2600円)